

就学援助制度について

【就学援助制度】

就学援助制度とは、経済的理由により学用品費や給食費など、お子さんの就学に必要な経費の負担が困難なご家庭に対し必要な援助を行う制度です。

<令和6年度就学援助の内容：中学生>

学用品費等	22,730円	1年生
	25,000円	2・3年生
校外活動費	2,310円	実費・上限額 / 全学年
新入学生徒学用品費	63,000円	1年生のみ(入学前支給を受けた方以外)
体育実技用具費 (スキー用具)	－円	(スキー授業実施の場合に支給) ※稚中はカーリング授業ののため給なし
体育実技用具費 (柔道用具)	5,000円	実費・上限額 / 1年生(要領収書)
PTA会費	4,260円	実費・上限額
クラブ活動費	8,500円	実費・上限額
生徒会費	1,200円	実費
給食費	実費	全学年
修学旅行費	補助対象経費の実費	3年生(R5年度は59,573円)
オンライン学習通信費	14,000円	長子のみ・上限額
医療費	健康保険使用後の自己負担額	学校病が対象(う歯、中耳炎、結膜炎等)
学校災害保険負担金	免除	5月1日現在認定者

*生活保護受給者については、修学旅行費・学校災害保険負担金のみの支給となります。

【認定等について】

保護者から学校へ申請書を提出していただき、稚内市の基準(家庭状況・世帯の所得等)により稚内市教育委員会が審査を行います。審査結果は5月～6月ごろに通知されます。

【申し込み方法】

新1年生については、中学校入学後に申請していただきます。就学援助の認定は毎年行いますので、現在小学校で援助を受けている方も申請が必要です。

なお、年度の途中で家庭事情が変わって申請を希望する場合には、学校または稚内市教育委員会にご相談ください。

※中学校1・2年生に兄弟が在籍している場合は、兄弟と一緒に申請書に記入して中学校に提出してください。中学校では、3月上旬に1・2年生を対象に申請書を配付します。